

世田谷区たばこルールの改正（素案）

- ・ 世田谷区たばこルール改正の主旨
- ・ 世田谷区たばこルールの内容（現行ルール）
- ・ 加熱式たばことは
- ・ 加熱式たばこの現状
- ・ ポイ捨ての現状
- ・ 世田谷区たばこルールにおける区の実施
- ・ 世田谷区たばこルールの効果検証
- ・ 世田谷区たばこルール改正にあたっての考え方
- ・ 世田谷区たばこルールの改正（素案）
- ・ 今後の実施

世田谷区たばこルール改正の主旨

区は、平成30年（2018年）に「世田谷区たばこルール」及び世田谷区環境美化等に関する条例（以下「条例」と言います。）を制定し、屋外の公共的空間での環境美化及び迷惑防止を促進することにより、区民の生活環境の向上を図っています。

条例では喫煙の定義を、「たばこに火をつけ、その煙を発生させること」とし、たばこの火及び煙による迷惑行為防止の観点から紙巻たばこを規制対象、火をつけない加熱式たばこは規制の対象外としてきました。

しかし近年、加熱式たばこが普及し、その煙（エアロゾル）による迷惑行為やポイ捨て行為が増えていることから、「喫煙する人とならない人が相互に理解を深める」という世田谷区たばこルールの趣旨に沿って、「世田谷区たばこルール」の対象に加熱式たばこを含めるとともに、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を見直し、たばこマナーが向上するまちづくりを一層推進していきます。

世田谷区たばこルールの内容（現行ルール）

現行ルール



【学校等での喫煙】校庭や園庭など主として子どもの利用が前提の施設は禁止

(1) 区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。

(2) 区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。

(3) 区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地(日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。)においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。

(4) 事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとします。

(5) 区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

加熱式たばことは

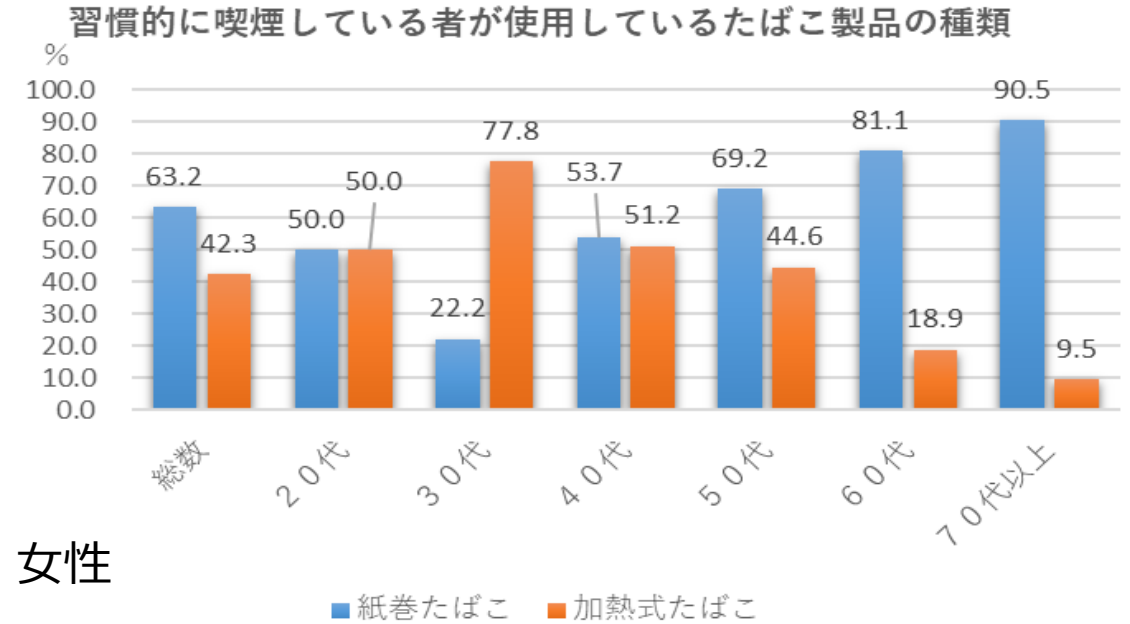
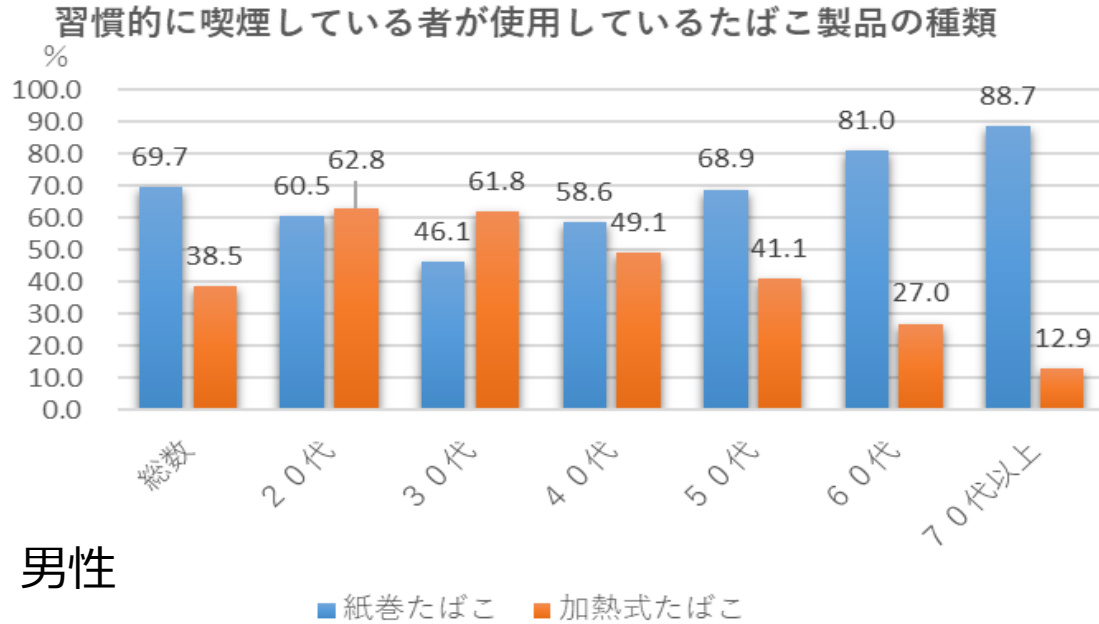
健康増進法第28条第1号において、「**たばこ**」とは、たばこ事業法第2条第3号の製造たばこのうち**喫煙用たばこ**（下図参照）及び同法第38条第2項の製造たばこ代用品と定義されています。



加熱式たばこは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず専用機器を用いて電気で加熱し煙（エアロゾル）を発生させるもので、健康増進法の「たばこ」に**該当**します。主な例としては、IQOS（アイコス）、Ploom（プルーム）、glo（グロー）等の製品があります。

※たばこ葉を使用していない**電子たばこ**については健康増進法の「たばこ」に**該当しません**。

加熱式たばこの現状



- ・ 令和5年「国民健康・栄養調査（厚生労働省）」では、加熱式たばこの使用者が男女ともに **4割** 近くとなっており、特に20代、30代では6割くらいの方が使用しています。
- ・ また、令和7年6月に世田谷区が実施した「ポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査」では、ポイ捨てされた吸い殻に占める加熱式たばこの割合は29.1%と **3割** 近くになっています。
- ・ 23区中、既に**20区**が加熱式たばこを路上喫煙等の規制対象としています。（令和7年7月現在）
- ・ 令和2年（2020年）に改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例が全面施行され屋内は原則禁煙となり加熱式たばこも規制対象ですが、受動喫煙による健康影響が明らかになっていないことから、経過措置として事業所や飲食店において加熱式たばこ専用喫煙室内であれば、喫煙しながらの飲食を可とするなど、紙巻きたばこと規制内容が異なります。ただし、たばこの煙にさらされることについては安全なレベルというものがなく、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられています。

ポイ捨ての現状

ポイ捨てに関しては、特に下北沢、三軒茶屋等の繁華街において**町会、商店街組織等による継続的な清掃活動**により路上に放置されるごみが回収されていることも大きく、減少傾向にはあるものの、他のごみのポイ捨てと併せ、根本的な解決にはまだ遠い状況です。



ポイ捨てされた**加熱式たばこ**の吸い殻と空き缶



世田谷区たばこルールにおける区の実施

（指定喫煙場所の整備）

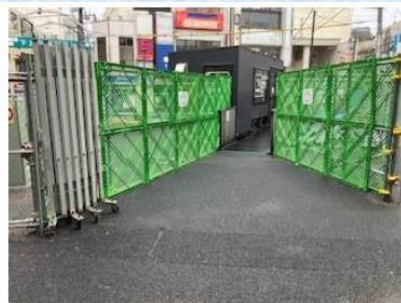
「世田谷区指定喫煙場所整備指針」により指定喫煙場所の整備を進めている（現在区内43箇所）。令和7年度より、民間設置喫煙場所への補助金を大幅拡充し、民間による整備の加速を図っています。



〈三軒茶屋指定喫煙所〉



〈下北沢トレーラー1号・2号指定喫煙場所〉



〈世田谷公園指定喫煙場所〉



〈喜多見駅北口指定喫煙場所〉

（環境美化指導員による巡回指導・定点指導）

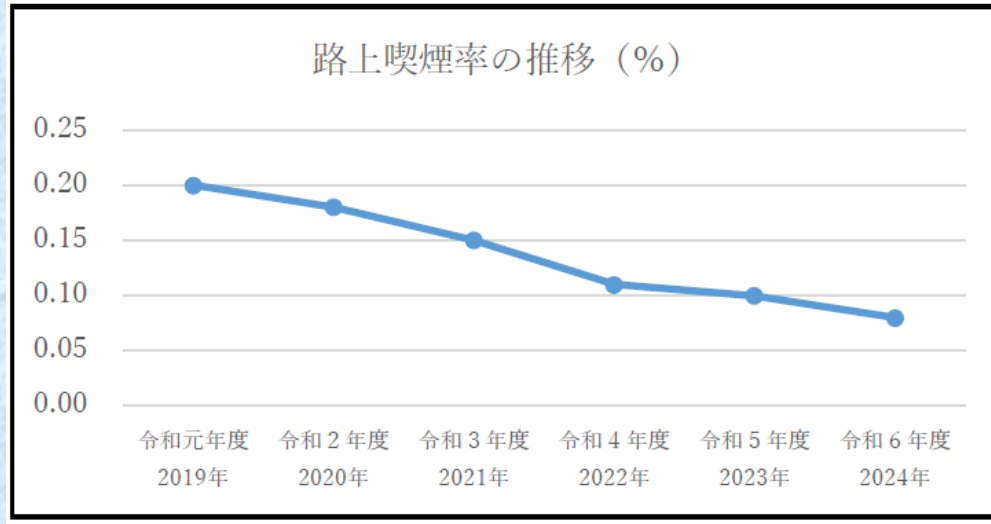
都心区のように主として区外者を対象とするものでなく、区民を対象とする対策のため、罰則による規制ではなく、意識啓発によるマナー向上による良好な環境づくりを目指し、「世田谷区たばこルール」の周知、指定喫煙場所の整備、環境美化指導員による啓発及び指導を行っています。（令和6年度の指導件数：4,433件）



〈環境美化指導員による巡回指導〉

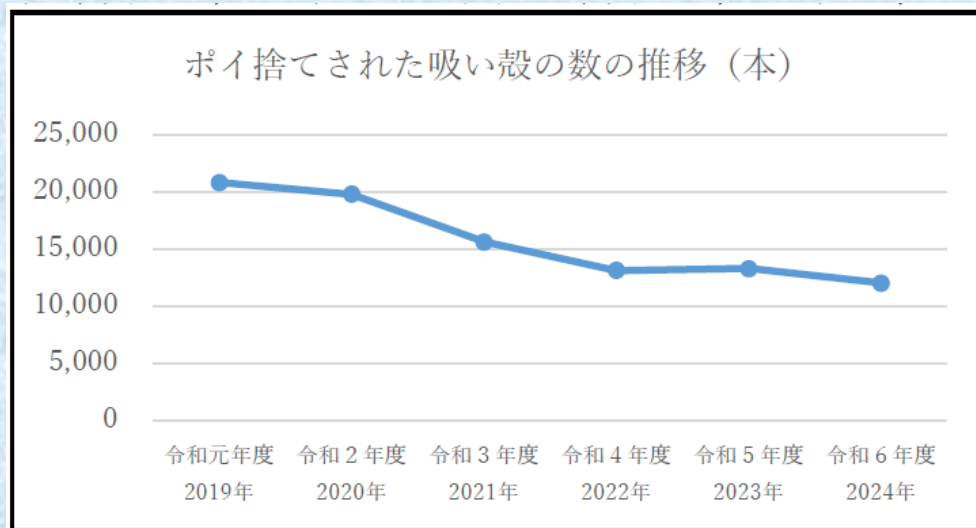
世田谷区たばこルールの効果検証

路上喫煙率の推移（％）



- ・ 路上喫煙率（世田谷区路上喫煙調査）
- ・ 区内路上喫煙率は、条例制定以降継続して減少している。
令和元年度：0.20％ → 令和6年度：0.08％（60％減）
- ・ 区内14駅周辺で、年4回、午前7時～8時、正午～午後1時、午後7時～8時の間に通過する人数と喫煙者を定点で計測し、通過者に占める喫煙者の割合を算出している。

ポイ捨てされた吸い殻の数の推移（本）



- ・ 吸い殻のポイ捨て（ポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査（世田谷区実施））
- ・ 吸い殻のポイ捨て数も継続的に減少している。
令和元年度：20,806本 → 令和6年度：12,048本 8,758本 減少（42.1％減）
- ・ 区内14駅周辺で、年4回、各4時間調査実施

世田谷区たばこルール改正にあたっての考え方

- ① 区内の路上喫煙率は毎年度低下しており、指定喫煙場所の整備や、環境美化指導員による啓発、指導による効果が出ている。
- ② 一方で喫煙者に占める加熱式たばこの使用者は増加傾向にあり、加熱式たばこのポイ捨てなど、利用者の増加とともにその影響も徐々に大きくなっている。
- ③ 国の研究や調査結果で加熱式たばこの受動喫煙による健康への影響は明確なエビデンスが示されていないが、加熱式たばこのエアロゾルによる臭いや有害物質等による迷惑行為（受動喫煙による健康影響のおそれも含む）が、加熱式たばこ喫煙者の増加とともに、相対的に大きくなってきている。
- ④ 現時点では、加熱式たばこも指定喫煙場所で喫煙する者がほとんどであり、「世田谷区たばこルール」が紙巻たばこ同様に守られている。しかしながら、**今後さらに加熱式たばこ使用者が増えていくと見込まれる**中で、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を拡大し、明確な根拠を元に、加熱式たばこ使用者も含めて「世田谷区たばこルール」の徹底を図ることが望ましいと考える。
- ⑤ 併せて、地域の努力により大きくは顕在化していない吸い殻、ごみのポイ捨ての防止を図るため、「世田谷区たばこルール」に「ポイ捨て禁止」の項目を追加する。

世田谷区たばこ規則の改正（素案）

世田谷区たばこ規則に「加熱式たばこ」と「ポイ捨て禁止」を追加します

世田谷区たばこ規則改正（素案）

（１）区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。

（２）区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。

（３）区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。

（４）事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとします。

（５）区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

（６）区民等は、みだりに道路、公園、公共の場所等に吸い殻等（空き缶などのごみ類を含む）を捨ててはならないものとします。

※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。

現行ルール



追加のルール



「世田谷区たばこ規則」の改正内容を「世田谷区環境美化等に関する条例」に定めます。

（※ポイ捨て禁止は既に条例に規定されています。）

第 2 条第 4 号	たばこ	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 28 条第 1 号に規定するたばこをいう。	新規
第 2 条第 8 号	喫煙	たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。	改正

今後の取り組み

ルール周知活動

区のおしらせ、広報板、X等での周知	・区のおしらせやX等により改正内容を事前告知し、施行後も定期的に掲載する。 ・改正ルールの周知用チラシを新規作成し、広報板への掲示や公共施設等に配架する。
巡回指導・啓発の強化	・巡回指導件数やポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査結果を公表するなど、巡回指導員の認知度を向上させ、路上喫煙の抑制に繋げる。 ・路上喫煙等の状況を踏まえ、重点巡回地域を拡大する。 ・巡回指導員が周知用チラシやティッシュ等を配布し啓発する。
路面標示シート、電柱看板等での啓発	・改正ルールの看板、路面標示シート等を新規作成し掲示する。 ・電力会社の地上機器ラッピング等を活用した啓発を検討する。
商店街や商店街連合会への周知依頼	・商店街や商店街連合会、店舗や来客者に対する理解促進のため、周知用チラシの掲示や配布を依頼する。
せたがやPayの活用	・せたがやPay利用者に向けてポップアップ画面等で新着情報として改正ルールを情報提供することを検討する。
保健所との連携	・禁煙支援リーフレット改訂時に改正ルールの情報を掲載し、たばこルールの周知と合わせ禁煙支援の啓発を行う。

指定喫煙場所の整備

民間事業者の活用	・民間事業所と連携した指定喫煙場所の整備を推進する。
指定喫煙場所設置費等補助金の利用拡大	・事業者向けの補助制度のチラシを作成し、たばこ関連事業者に依頼し配布する。
喫煙場所マップの工夫	・WEB上に喫煙所マップを作成し、2次元コードで案内する。
加熱式たばこ専用喫煙場所整備の検討	・民間事業者と連携した加熱式たばこ専用喫煙場所整備を検討する。 ・公共施設にある指定喫煙場所の一部を、加熱式たばこ専用喫煙場所へ変更することを検討する。

「世田谷区たばこルール」の改正（素案）へのご意見をお待ちしています。

なお、「世田谷区環境美化等に関する条例」の全文については、[こちら](#)をご覧ください。